

## コンプライアンスの推進に関する規程

平成27年4月1日

規程第1号

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人海外職業訓練協会（以下「協会」という。）におけるコンプライアンスの推進及びその体制の構築を図るために必要な事項を定め、もって協会の社会的信頼の維持及び向上並びに業務の公正性及び公平性の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、役員及び職員（嘱託及び臨時に勤務する職員を含む協会に勤務するすべての者をいう。）（以下「役職員」という。）が遵守すべき法律及びこれに基づく命令（告示及び通知を含む。）並びに協会における各種規程（要領、達及び通達を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

### (役職員の責務)

第3条 役職員は、協会の公共的使命と社会的責任を自覚するとともに、コンプライアンスを徹底し、公正かつ公平な業務遂行に努めなければならない。

2 役職員は、協会が業務内容について社会全般に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報の開示を行うこと等により社会的信頼の確保に努めなければならない。

### (体制)

第4条 理事長は、最高責任者として、コンプライアンスの推進及びその体制の構築を指揮する。

2 事務局長は、理事長を補佐し、コンプライアンス総括管理者として、コンプライアンスの推進及びその体制の構築を総括する。

3 部の長は、コンプライアンス推進責任者として、部におけるコンプライアンスに関する取組を総括する。

### (コンプライアンス推進委員会の設置)

第5条 協会におけるコンプライアンスに係る取組の検討、審議等を行うため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の構成等)

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 管理部長
- (3) 事業部長

(4) 事業部次長

- 2 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する部長が、その職務を代理する。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。
- 6 委員会に関する事務は、管理部管理課が行う。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、次の事項について検討、審議等を行い、その結果を理事長に報告する。

(1) コンプライアンスに関する基本方針（行動規範）の策定及び推進状況の点検に関する事項

(2) 重大なコンプライアンス違反行為の原因究明及び再発防止に関する事項

(3) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第8条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(各部におけるコンプライアンスの推進)

第9条 コンプライアンス推進責任者（以下「責任者」という。）は、総括する各部において、責任者自らが積極的に以下の取組等を行うことにより、各部における嘱託職員を含む全ての職員のコンプライアンス意識の向上や行動規範の浸透を図る。

① 行動規範等の周知・徹底。なお管理部門においては、全役職員に向け、行動規範のメールによる周知徹底の呼びかけを年に1回以上実施する。

② 適正な会計処理の実施（経理の透明性の確保、契約の透明性・競争性の確保、不適正な経理処理の防止等）のための取組

③ 反社会的勢力への対応の徹底

(コンプライアンスの推進状況の把握と取組への反映)

第10条 コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスの推進状況を確認することを目的として、モニタリングを実施し、今後の取組に活かす。モニタリングは、管理部長に指示し、年に1回以上、職員に対し実践すべき行動規範の取組状況等に関するアンケート・ヒアリング等を実施させ、その結果をコンプライアンス総括管理者へ報告する方法で行う。またコンプライアンス総括管理者は必要に応じ自らヒアリングを実施しモニタリングが適切に行われるよう万全を期す。なお報告された情報については、協会全体で適切に共有し、各部における更なる取組を促す。

(報告・調査・是正措置等)

第11条 役職員は、コンプライアンスに違反する行為又はその疑義を発見したときは、氏名を明示の上、コンプライアンス総括管理者に発見した客観的な事実とそれに基づく推測等を面会、電話、電子メール等の方法により報告・相談しなければならない。

2 コンプライアンス総括管理者は報告に基づき調査を実施するか否かを検討しその結果

を報告・相談者へ通知しなければならない。なお調査を行わない場合はその通知に理由を付すものとする。

3 役職員は、調査に際し協力を求められたときは当該調査に協力しなければならない。

4 コンプライアンス総括管理者は、調査の実施にあたって、報告・相談者及びその対象者（法令違反を行った、行っている又は行おうとしているとして報告された者をいう。）並びに調査に協力した者等の秘密、信用、名誉、プライバシー等を侵害することのないよう、十分に配慮しなければならない。また、当該手続きに関わった者は知りえた内容等を他に漏らしてはならない。

5 コンプライアンス総括管理者は調査を終了した際にはその結果を理事長に報告すると共に、報告・相談者に通知するものとする。

6 理事長は、調査の結果、法令違反行為等が生じ、又は生じる恐れがあることを確認したときには、速やかに是正措置及び再発防止のために必要な対策（以下、「是正措置等」という。）を講じ、又は部門の長等に是正措置等を講じるよう命じなければならない。

7 部門の長等は前項の規定による是正措置等を講じたときは、遅滞なくその内容と結果を理事長に報告するものとする。

8 役職員は、第1項による報告・相談を行ったことを理由として、報告・相談者について解雇、降格、減給、嫌がらせ、その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

9 役職員は、虚偽の報告・相談、他人を誹謗中傷する報告・相談その他不正の目的の報告・相談を行ってはならない。

10 理事長は、第4項及び第8項、第9項に反した職員に対し就業規則に従って懲戒を行うことが出来る。

（懲戒）

第12条 理事長は、前条第2項に基づく調査の結果、コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める責務を怠った為にコンプライアンス違反を招いた職員に対し、就業規則に従って懲戒を行うことが出来る。

2 理事長は、前項の規定に関する懲戒を行う際、前条第1項の報告・相談者が、確認した法令違反行為等に関与している職員である時は、当該報告・相談者に対する懲戒処分を減免することが出来る。

（雑則）

第13条 この規定に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。